

令和2年度大村市基金の運用状況審査意見

第1 審査の対象

- (1) 大村市職員厚生資金貸付基金
- (2) 大村市用品調達基金
- (3) 大村市土地開発基金
- (4) 大村市奨学基金

第2 除斥

議会より選出された監査委員について、この審査においては直接の利害関係は認められないため、地方自治法第199条の2の規定は適用しない。

第3 審査の着眼点

- (1) 審査の対象に係る関係書類の計数は、正確か。
- (2) 歳入歳出決算と整合性はとれているか。
- (3) 基金は、確実かつ効率的に運用されているか。

第4 審査の主な実施内容

この審査は、大村市監査基準（令和2年大村市監査委員告示第1号）に準拠し、市長から審査に付された審査の対象に係る関係書類について、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問及び閲覧の手続により実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 令和3年7月1日から同年8月3日まで

第6 審査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査の対象に係る関係書類は、それぞれの計数は正確で、歳入歳出決算との整合性がとられており、基金の運用が確実に行われているものと認められた。

第7 審査の概要

審査の対象ごとの審査の概要は、次のとおりである。